

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		老人憩いの家利用許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市老人憩いの家条例
条 項		第 10 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	<p>市長は、利用団体等が次の各号のいずれかに該当するとき又は憩いの家の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 老人憩いの家条例又は同施行規則に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) 管理上特に必要と認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 18 年 4 月 1 日最終改正
備 考		